

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 <森林整備地域活動支援対策></p> <p>1 森林整備地域活動支援対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細則</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 交付額及び交付単価等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 森林境界の明確化 (ア) (略)</p> <p>(イ) 交付単価 (略)</p> <p>a <u>地上法(簡易な測量)</u>による森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり) (略)</p> <p>b <u>地上法(精度の高い測量:性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量)</u>による森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)</p>	<p>別表2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 <森林整備地域活動支援対策></p> <p>1 森林整備地域活動支援対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細則</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 交付額及び交付単価等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 森林境界の明確化 (ア) (略)</p> <p>(イ) 交付単価 (略)</p> <p>a <u>地上法(簡易な測量)</u>で森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり) (略)</p> <p>b <u>地上法(精度の高い測量:性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量)</u>で森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)</p>

<u>地域活動の対象とする積算基礎森林</u>	A	B
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

c 航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）による森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

<u>地域活動の対象とする積算基礎森林</u>	A	B
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合にa、b及びcに加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）
(略)

e (略)

(ウ) (略)

ウ・エ (略)

④～⑨ (略)

2～9 (略)

<u>加算の対象となる積算基礎森林</u>	A	B
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

c 航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）で森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

<u>加算の対象となる積算基礎森林</u>	A	B
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合にaに加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）
(略)

e (略)

(ウ) (略)

ウ・エ (略)

④～⑨ (略)

2～9 (略)

附 則

- この通知は、令和8年5月12日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、第6の2の(2)の②を除き、なお従前の例による。
- この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。